

## 騒音規制法等施行状況調査の詳細

### I. 騒音に係る環境基準の達成状況

#### (1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和4年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村であった(表1)。

表1 環境基準の類型当てはめ状況(令和4年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準の類型当てはめ市区町村数	765	23	415	38	1,241
割合(%)	96.6%	100%	55.9%	20.8%	71.3%

#### (2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

##### ① 環境騒音の測定実施状況

令和4年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は305市区町村(前年度308市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,241市区町村の24.6%であった。

測定地点の総数は2,414地点(同2,455地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,070地点(同1,945地点)で、全体の85.7%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

##### ② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況については、令和4年度は全測定地点2,414地点(前年度2,455地点)のうち90.8%(同89.5%)に当たる2,192地点(同2,198地点)で環境基準に適合していた。

なお、環境基準の適合状況は、当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

##### ア 当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定している場合

令和4年度は、全測定地点1,954地点(前年度1,997地点)のうち90.6%(同89.6%)に当たる1,771地点(同1,789地点)で環境基準に適合していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,458地点(同1,479地点)のうち89.8%(同89.2%)に当たる1,310地点(同1,319地点)、C類型地域(住居・商工業混在地域)では494地点(同513地点)のうち93.1%(同90.8%)に当たる460地点(同466地点)で適合していた。

##### イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

令和4年度は、全測定地点460地点(前年度458地点)のうち91.5%(同89.3%)に当たる421地点(同409地点)で適合していた。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では336地点(同326地点)のう

ち 89.3% (同 88.0%) に当たる 300 地点 (同 287 地点)、C 類型地域では 123 地点 (同 130 地点) のうち 97.6% (同 92.3%) に当たる 120 地点 (同 120 地点) で適合していた。

注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く・令和 4 年度)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A 及び B	C	計	AA	A 及び B	C	計
305	測定地点数	2,414	2,070	2	1,458	494	1,954	1	336	123	460
	適合地点数	2,192	1,885	1	1,310	460	1,771	1	300	120	421
	適合率(%)	90.8	91.1	50.0	89.8	93.1	90.6	100	89.3	97.6	91.5

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

### ③ 環境基準の適合状況の推移

平成 12 年度から令和 4 年度までの環境基準の適合状況の推移については図 1 のとおりとなった。令和 4 年度は前年度に比し適合率が上がっていた。

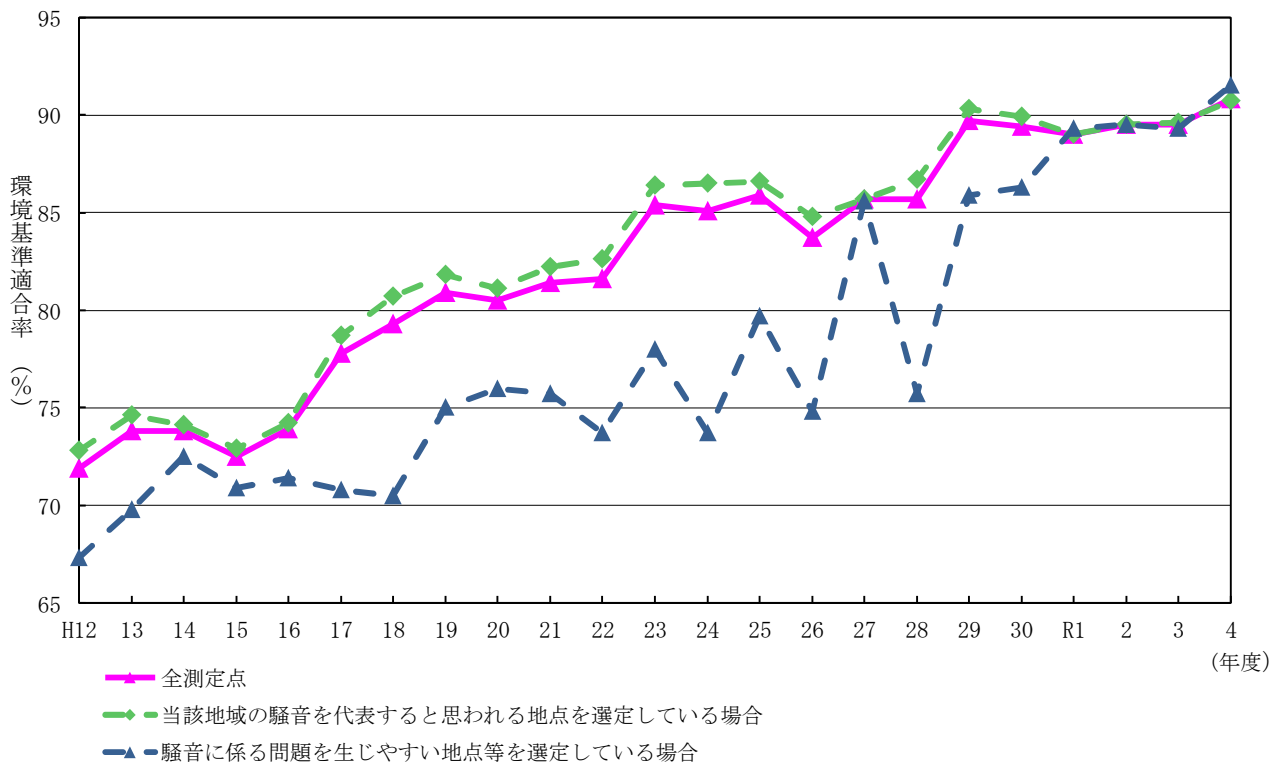


図 1 一般地域における環境基準の適合状況の推移

## Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

### (1) 苦情件数の推移

令和4年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は20,436件であった。これは、前年度(19,700件)と比べて736件(前年度比3.7%)の増加となっていた(図2)。

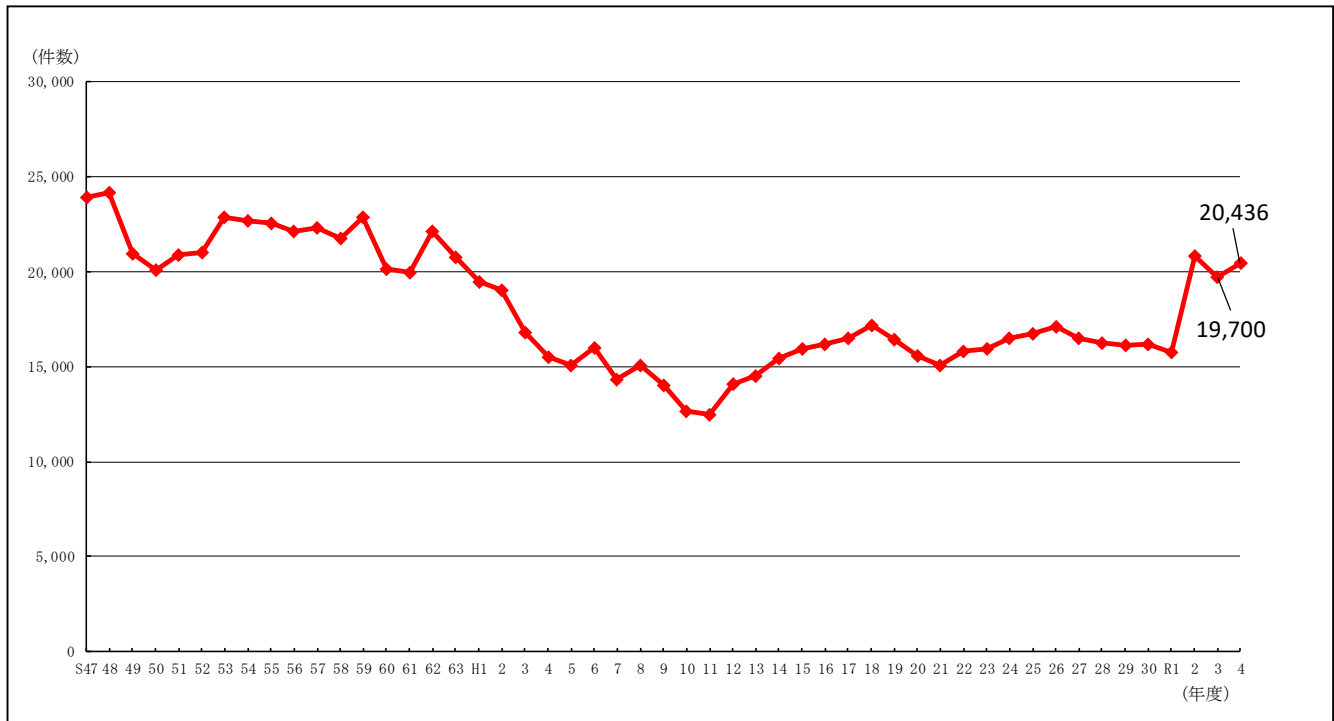


図2 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和4年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が7,736件（全体の37.9%）と最も多く、次いで工場・事業場が5,236件（同25.6%）、営業が1,946件（同9.5%）の順となっていた（図3、図4）。

また、前年度と比較し増加したものは、それぞれ、建設作業に係る苦情が276件（前年度比3.7%）、営業に係る苦情が490件（同33.7%）、家庭生活に係る苦情が10件（同0.7%）、自動車に係る苦情が49件（同12.9%）、航空機に係る苦情が132件（同44.0%）、鉄道に係る苦情が24件（同34.3%）、再生可能エネルギーに係る苦情が6件（同42.9%）であった。一方で減少したものは、それぞれ、工場・事業場に係る苦情が237件（同4.3%）、拡声機に係る苦情が52件（同13.6%）、アイドリング・空ふかしに係る苦情が20件（同5.2%）であった。

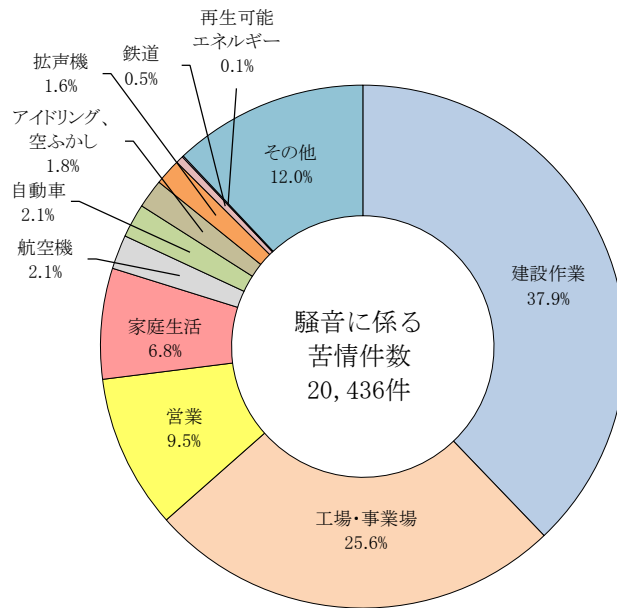


図3 苦情件数の発生源別内訳（令和4年度）

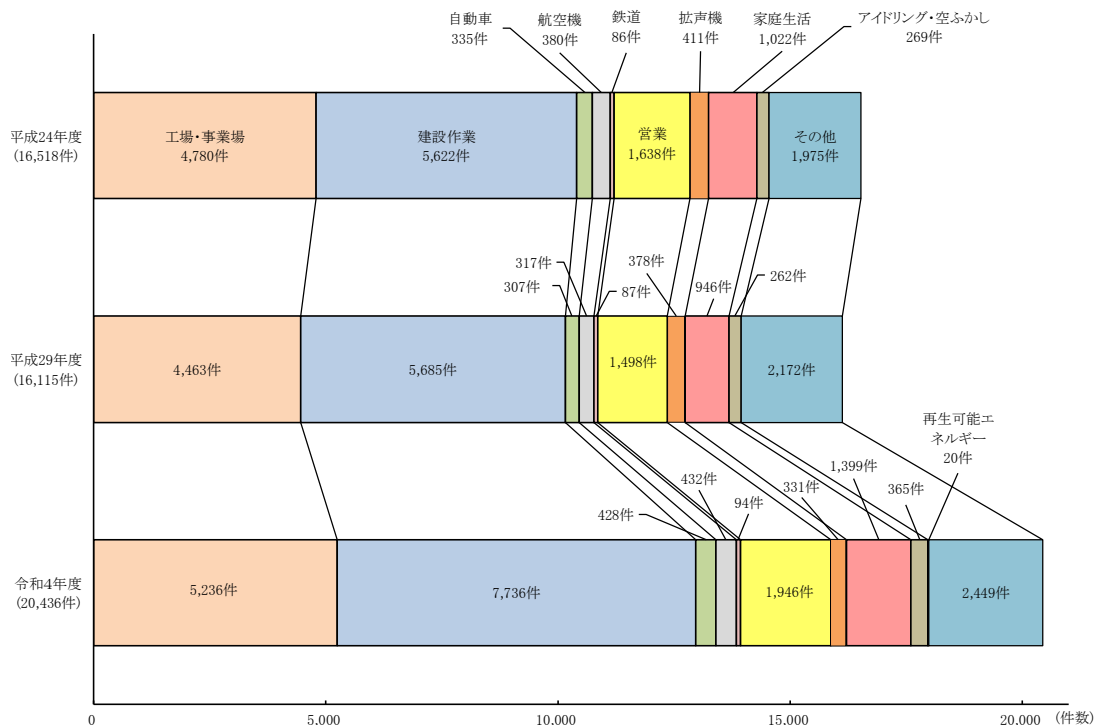


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和4年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の4,276件が最も多く、次いで大阪府が2,182件、愛知県が1,858件、神奈川県が1,598件、千葉県が1,447件であった。上位5都府県で総苦情件数の55.6%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中26都府県で苦情が増加し、21道県で減少していた(表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和4年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	4,276	東京都	309
2	大阪府	2,182	大阪府	248
3	愛知県	1,858	愛知県	247
4	神奈川県	1,598	千葉県	229
5	千葉県	1,447	神奈川県	173
	全国	20,436	全国平均	163

注) 人口は令和5年1月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(令和4年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和3年度	令和4年度	増減	増減率		令和3年度	令和4年度	増減	増減率
北海道	401	388	△13	△3.2%	滋賀県	124	164	40	32.3%
青森県	64	47	△17	△26.6%	京都府	362	372	10	2.8%
岩手県	109	88	△21	△19.3%	大阪府	2,095	2,182	87	4.2%
宮城県	249	236	△13	△5.2%	兵庫県	701	716	15	2.1%
秋田県	75	51	△24	△32.0%	奈良県	112	119	7	6.3%
山形県	87	74	△13	△14.9%	和歌山県	94	83	△11	△11.7%
福島県	117	142	25	21.4%	鳥取県	76	55	△21	△27.6%
茨城県	430	494	64	14.9%	島根県	26	42	16	61.5%
栃木県	223	226	3	1.3%	岡山県	186	168	△18	△9.7%
群馬県	244	253	9	3.7%	広島県	292	268	△24	△8.2%
埼玉県	1,084	1,177	93	8.6%	山口県	90	106	16	17.8%
千葉県	1,297	1,447	150	11.6%	徳島県	62	60	△2	△3.2%
東京都	4,001	4,276	275	6.9%	香川県	81	93	12	14.8%
神奈川県	1,576	1,598	22	1.4%	愛媛県	147	146	△1	△0.7%
新潟県	203	178	△25	△12.3%	高知県	66	40	△26	△39.4%
富山県	55	36	△19	△34.5%	福岡県	614	678	64	10.4%
石川県	128	122	△6	△4.7%	佐賀県	52	56	4	7.7%
福井県	64	68	4	6.3%	長崎県	154	154	0	0.0%
山梨県	105	132	27	25.7%	熊本県	201	189	△12	△6.0%
長野県	234	172	△62	△26.5%	大分県	147	169	22	15.0%
岐阜県	252	319	67	26.6%	宮崎県	120	105	△15	△12.5%
静岡県	528	551	23	4.4%	鹿児島県	119	107	△12	△10.1%
愛知県	1,797	1,858	61	3.4%	沖縄県	244	184	△60	△24.6%
三重県	212	247	35	16.5%	合計	19,700	20,436	736	3.7%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和4年度の工場・事業場に対する苦情総数は5,236件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対する苦情は605件（全体の11.6%）であった。

また、建設作業に対する苦情総数7,736件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は1,926件（同24.9%）であった（表5）。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類 年 度		工場・事業場					建設作業					
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外			計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	計	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		
令和3年度	件数	723	77	4,115	558	5,473	2,085	59	5,064	252	7,460	
	%	13.2%	1.4%	75.2%	10.2%	100%	27.9%	0.8%	67.9%	3.4%	100%	
令和4年度	件数	605	0	4,069	562	5,236	1,926	0	5,538	272	7,736	
	%	11.6%	0.0%	77.7%	10.7%	100%	24.9%	0.0%	71.6%	3.5%	100%	

(5) 低周波音に係る苦情の状況

令和4年度に全国の地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は335件で、前年度（347件）に比べ12件（前年度比3.5%）減少していた（図5）。

発生源別にみると、工場・事業場が91件（全体の27.2%）で最も多く、次いで家庭生活上で71件（同21.2%）であった（表6）。

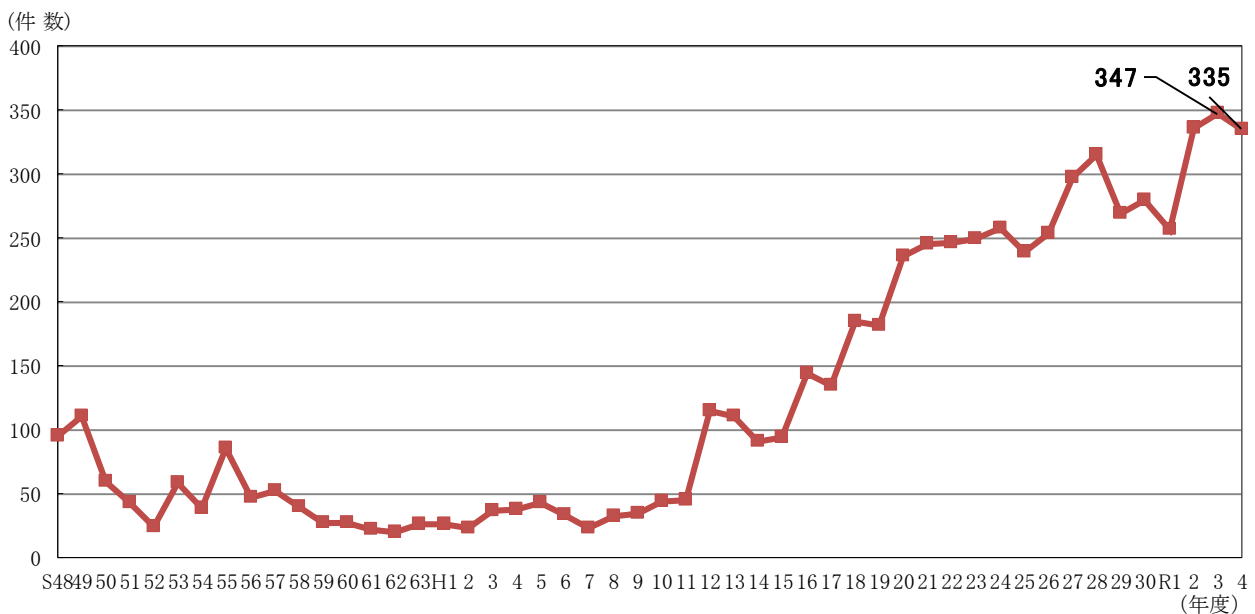


図5 低周波音に係る苦情件数の推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10年間）

（件数）

年度 発生源	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
工場・事業場	67	72	72	63	64	70	73	93	97	91	27.2%
建設作業	19	11	9	16	8	12	5	3	14	15	4.5%
自動車	3	1	4	0	3	2	1	4	2	4	1.2%
航空機	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0.0%
鉄道	2	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0.6%
営業	14	14	12	17	14	16	11	10	13	13	3.9%
拡声機	2	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0.3%
家庭生活	36	59	72	81	64	55	70	83	65	71	21.2%
アイドリング・空ふかし	1	0	1	4	0	1	1	1	2	3	0.9%
再生可能エネルギー	—	—	—	—	—	—	4	7	3	4	1.2%
その他の他	94	96	126	132	116	123	91	131	151	131	39.1%
合計	239	253	297	315	269	280	257	336	347	335	100%

### Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

#### (1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、令和4年度末時点で1,330市区町村(前年度1,331市区町村)であり、全国の市区町村数の76.4%(同76.5%)であった(表7)。

表7 騒音規制法地域指定の状況(令和4年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	783	23	475	49	1,330
割合(%)	98.9%	100%	63.9%	26.8%	76.4%

#### (2) 特定工場等総数及び特定施設の届出件数

騒音規制法に基づき届出のあった特定工場等の総数は、令和4年度末時点で210,237件で、前年度(207,156件)に比べ3,081件(1.5%)増加していた。

また、特定施設の総数は1,561,024件で、前年度(1,552,655件)に比べ8,369件(0.5%)増加していた。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の45.9%と最も多く、次いで金属加工機械が19.8%であった(表8の①)。

特定施設総数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の48.4%と最も多く、次いで織機が19.6%、金属加工機械が17.5%の順となっていた(表8の②)。

表8 法に基づく届出件数(令和4年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,681	19.8%	金属加工機械	272,438	17.5%
空気圧縮機等	96,481	45.9%	空気圧縮機等	755,081	48.4%
土石用破碎機等	5,148	2.4%	土石用破碎機等	27,138	1.7%
織機	19,873	9.5%	織機	305,330	19.6%
建設用資材製造機械	2,988	1.4%	建設用資材製造機械	4,651	0.3%
穀物用製粉機	540	0.3%	穀物用製粉機	3,395	0.2%
木材加工機械	17,257	8.2%	木材加工機械	54,596	3.5%
抄紙機	712	0.3%	抄紙機	2,398	0.2%
印刷機械	16,626	7.9%	印刷機械	62,782	4.0%
合成樹脂用射出成形機	7,966	3.8%	合成樹脂用射出成形機	66,863	4.3%
鋳造型機	965	0.5%	鋳造型機	6,352	0.4%
計	210,237	100%	計	1,561,024	100%



(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和4年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の実施届出件数は、90,589件で前年度(89,447件)に比べ1,142件(前年度比1.3%)増加していた。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が63,019件(全体の69.6%)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が13,533件(同14.9%)であった(表9)。

表9 特定建設作業の実施届出件数(令和4年度)

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,307	4.8%
びょう打機を使用する作業	96	0.1%
さく岩機を使用する作業	63,019	69.6%
空気圧縮機を使用する作業	7902	8.7%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	280	0.3%
バックホウを使用する作業	13,533	14.9%
トラクターショベルを使用する作業	466	0.5%
ブルドーザーを使用する作業	986	1.1%
計	90,589	100%

#### IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

##### (1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和4年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は605件（前年度723件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が310件（同365件）、報告の徴収が104件（同95件）、騒音の測定が153件（同174件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは61件（同79件）、改善勧告が0件（同1件）、改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が360件（同426件）行われていた（表10）。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	令和3年度	令和4年度
立入検査	365	310
報告の徴収	95	104
騒音の測定	174	153
（うち基準超過）	79	61
改善勧告	1	0
改善命令	0	0
行政指導	426	360
（参考）苦情件数	723	605

##### (2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和4年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は1,926件（前年度2,085件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,240件（同1,350件）、報告の徴収が297件（同353件）、騒音の測定は213件（同267件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは43件（同65件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,377件（同1,472件）行われていた（表11）。

表11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	令和3年度	令和4年度
立入検査	1,350	1,240
報告の徴収	353	297
騒音の測定	267	213
（うち基準超過）	65	43
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,472	1,377
（参考）苦情件数	2,085	1,926

(3) 自動車騒音に対する措置等の状況

令和4年度の騒音規制法の指定地域内における自動車騒音の苦情の件数は360件(前年度305件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が51件(同42件)であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが5件(同6件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が0件(同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が0件(同4件)であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が2件(同1件)、道路管理者に対する措置依頼が25件(同36件)であった(表12)。

表12 指定地域内の自動車騒音に係る措置等の状況

	令和3年度	令和4年度
騒音の測定	42	51
（うち要請限度超過）	6	5
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	4	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	1	2
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	36	25
（参考）苦情件数	305	360